流山市手話言語の普及の促進に関する条例(案)体系解説

目的(第1条)

- ・手話を言語として位置づけし、手話に関する施策を総合的に推進。共生社会の実現に寄 与することを目的とする。
 - ◎平成18年12月
 - ・国際連合総会の障害者権利条約にて、「手話は言語」であると明記。
 - ◎平成23年8月
 - ・改正障害者基本法第3条3項にて、全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。) その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られると定められた。

基本理念(第2条)

・手話の普及促進は、手話を必要とする人が手話を言語として利用する権利を有しており、市民はそれを理解しお互いに人格を尊重すること。



共生社会を実現

市の責務(第3条)

・市は、手話への理解。普及啓発に関する施策を推進。

市民の役割(第4条)

市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力する努力義務。

県との連携・協力(第5条)

手話に対する理解の促進・啓発について、千葉県と連携協力するよう努める。

施策の推進(第6条)

- ・市は次に揚げる施策を総合的かつ計画的に推進。
 - (1) 手話に対する理解と普及促進。
 - (2) 手話による情報の取得および共有機会の充実。
 - (3) 手話による円滑なコミュニケーションができる環境の整備。
 - (4) 学校における手話への理解及び手話の普及を図るための施策。
 - (5) 災害時における情報の提供及び意志疎通の支援に関する施策。
 - (6) その他市長が必要と認める施策。
- ・施策の見直しにあたっては、関係団体から意見を聞くように努める。

財政上の措置(第7条)

・第6条に掲げる施策を推進するため、必要な財政措置を講じる。

◎平成26年6月

- 流山市議会が国に「手話言語法」制定を求める意見書を提出。
- ・手話が音声言語と対等な言語であることを多くの国民に広め、聞こえない 子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語 として普及、研究することのできる環境整備について請願。

◎平成28年6月

・「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」が成立。 手話以外における聴覚障害者の意志疎通の手段についても、社会的障壁の除 去を図る等を盛り込む。

関東一都六県手話言語条例制定状況(H30.5.10 現在) 県条例を制定している

全国	22道府県 2区 142市 19町	185自治体
群馬県	前橋市、桐生市、伊勢崎市、館林市、渋川市、安中市、 みどり市、中之条町、大泉町、太田市、高崎市、沼田市、 藤岡市、富岡市	14/35 市町村 (12市、2町)
埼玉県	朝霞市、桶川市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、三芳町、久喜市、熊谷市、川口市、蓮田市、秩父市、行田市本庄市、小鹿野町、横瀬町、長瀞町、皆野町、越谷市、上尾市、伊奈町	20/44 市町村 (14市、6町)
千葉県	習志野市、浦安市 (松戸市·成田市制定予定)	2/54 市町村
東京都	江戸川区	1/62 区市町村
茨城県		0/44 市町村
栃木県	日光市	1/25 市町村
神奈川県		0/33 市町村

手話言語条例の比較(千葉県)					
	<u>千葉県</u> 千葉県手話言語等の普及の促進に 関する条例	習志野市 習志野市手話、点字等の利用を 進めて、障がいのある人もない人 も絆を深め、互いに心を通わせる まちづくり条例	<u>浦安市</u> 浦安市手話言語等の普及の促進に 関する条例	流山市 流山市手話言語の普及の促進に関す る条例	
施行日	H28.6.28	H28.4.1	H30.10.1	H31.4.1(予定)	
目的	・手話を言語として明確に位置付け ・手話等の普及の促進を図る ・聴覚障害者の自立及び社会参加 の促進	・手話等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーション保障	・手話を言語として明確に位置付け ・市の責務、市民の役割を明確化 ・手話等の普及の促進を図る ・聴覚障害者との共生社会の実現	・手話を言語として明確に位置付け ・市の責務、市民の役割を明確化 ・手話等の普及の促進を図る ・聴覚障害者との共生社会の実現	
用語の定義	手話等一手話、要約筆記、触手話、 指点字、筆談	手話等の伝達手段一手話、点字、 代読、音訳、絵カード、文字盤、筆 談	手話等一手話、要約筆記、筆談等	手話一手話	
県の責務	手話等の普及・理解の促進に努める				
市町村の責務(役 割)	手話等の普及の促進、環境の整備に努める	・必要な施策を計画的に実施す ・情報保障及びコミュニケーション 保障	・国、県との連携 ・合理的配慮の促進 ・手話への理解促進	・県との連携、協力 ・手話の理解促進 ・環境整備	
市・県民の役割	手話等の普及の促進に協力するよう 努める	手話が言語であることを理解し、 合理的配慮を行うよう努める	・手話への理解促進	・手話への理解促進	
その他	・手話等を学習する機会の確保に努める ・手話通訳者、要約筆記者等の派遣体制の整備の充実に努める ・学校における手話等の普及に努める		・事業者の役割として、聴覚障害者への配慮と雇用した時の配慮に努める	・手話の普及、啓発	
特徴	手話等の普及・啓発・理解の促進に 努める、基本的な考え方を述べた理 念条例である		理念条例で事業者に対する規定有	手話が言語であることを強調した理念 条例 他のコミュニケーション手段について は、合理的配慮によるものとして特に 規定しない。	